

草津市公報

発行日 令和4年3月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 4 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 告 示

草津市先進的事業支援特例補助金交付要綱の一部を改正する要綱（介護保険課） 1
 草津市認可外保育施設指導要綱の全部を改正する要綱（幼児課） 1
 公示送達について（税務課） 10
 草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱（交通政策課） 11
 公示送達について（税務課） 13
 草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱
 （臨時特別給付金推進室） 14
 草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱（農林水産課） 25

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 28
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 29
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 29
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 30
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 30
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 31
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 31
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 32
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） 32
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課） 35

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について 37

告 示

草津市告示第31号

草津市先進的事業支援特例補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月2日

草津市長 橋川 渉

草津市先進的事業支援特例補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市先進的事業支援特例補助金交付要綱（平成29年告示第360号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱

第1条中「先進的」を「防災・減災等」に改め、「老健局長通知」の右に「。以下「国実施要綱」という。」を加える。

第3条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 国交付要綱別紙1に定める書類

(4) 国実施要綱別紙1に定める書類

第5条中第1号および第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第3号とし、同号の前に次の1号を加える。

(2) 国交付要綱別紙2に定める書類

別記様式第1号から別記様式第4号までを削り、別記様式第5号を別記様式第1号とする。

付 則

この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

(令和4年2月2日掲示済み)

草津市告示第32号

草津市認可外保育施設指導要綱の全部を次のとおり改正する。

令和4年2月4日

草津市長 橋川 渉

草津市認可外保育施設指導要綱の全部を改正する要綱

草津市認可外保育施設指導要綱（平成19年草津市告示第182号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、認可外保育施設の指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項もしくは第35条第4項の認可または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設もしくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設または認定子ども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定子ども園の認可を取り消された施設を含む。）をいう。

2 この要綱において「ベビーホテル」とは、認可外保育施設のうち、次の各号のいずれかを常時運営しているもの（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）をいう。

(1) 夜8時以降の保育

(2) 宿泊を伴う保育

(3) 一時預かり（市長が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合に限る。）

3 この要綱において「巡回支援指導員」とは、保育所や認可外保育施設等の質の確保および向上を目的として、保育所等が順守・留意すべき内容や重大事故等の防止に関する指導・助言を行う指導員をいう。

(開設の届出)

第3条 認可外保育施設（次に掲げる施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）を除く。以下「届出対象施設」という。）の設置者は、その事業の開始の日から1か月以内に、

法第59条の2第1項に規定する事項を認可外保育施設設置届（別記様式第1号）により市長に届け出るものとする。

(1) 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 店舗その他の事業所において商品の販売または役務の提供を行う事業者が商品の販売または役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設または当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児

イ 親族間の預かり合い（設置者の4親等内の親族に限る。）

ウ 設置者の親族またはこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

エ 一時預かり事業の対象となる乳幼児

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

(2) 半年を限度として臨時に設置される施設

(3) 幼稚園型認定こども園（認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設をいう。）を構成する保育機能施設（幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（前各号に掲げる施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区別された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを除く。）

2 市長は、届出の受理に関することについて、滋賀県や消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握しうる部局や地域の児童委員等（以下「関係機関」という。）の協力を得て、市内に所在する認可外保育施設の把握に努める。

3 市長は、新たに届出対象施設を確認したときは、設置者から認可外保育施設設置届を徴するものとする。

4 市長は、前項の届出を受理した場合は、速やかに滋賀県知事に報告するものとする。

5 市長は、届出対象施設以外の施設にあっては、その把握に努めるものとする。

（届出指導）

第4条 市長は、届出対象施設であって、開設後1か

月を経過しても届出のない施設を把握した場合には、当該施設の設置者に対し原則として保育施設の設置に係る届出について（別記様式第2号）により期限を付して届出を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による期限を過ぎても届出がなされない場合または届出事項に虚偽のあることが判明した場合には、過料事件通知書（別記様式第3号）により非訟事件手続法（明治31年法律第14号）の規定に基づき、手続をすることができる。

（通常の報告徴収）

第5条 市長は、認可外保育施設の設置者または管理者（以下「設置者等」という。）に対し、次の各号に掲げる場合に、当該各号の様式により、報告を求めることができる。

(1) 毎年4月1日現在の施設に入所している児童等の状況を調査する場合 認可外保育施設入所児童等状況報告（別記様式第4号）

(2) 毎年10月1日現在の施設の運営の状況を調査する場合 認可外保育施設運営状況報告（別記様式第5号）

(3) 認可外保育施設を利用している児童または当該施設の職員の死亡事故、治療に要する期間が30日以上の上重篤な負傷または疾病を伴う事故等が生じた場合 教育・保育施設等事故報告（別記様式第6号）

(4) 認可外保育施設に1日当たり24時間かつ1週間当たりおおむね5日以上利用児童がいる場合 長期に滞在している児童について（報告）（別記様式第7号）

2 市長は、食中毒事案等が生じた場合は、設置者等に対して報告を求めるものとする。また、併せて保健所に報告をし、指示を求めるなどの措置が行われるよう指導するものとする。

（特別の報告徴収）

第6条 市長は、前条第1項第3号、第4号または同条第2項に該当する事実が判明し、または強く疑われる場合であって報告がない場合、利用者からの苦情、相談等が寄せられている場合等であって、入所児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、設置者等から前条各項による報告とは別に報告を求めるものとする。

（届出事項の変更）

第7条 第3条第1項および第3項の規定により届け出た届出対象施設の設置者は、これらの規定により

届け出た事項のうち次に定めるものに変更を生じた場合には、変更の日から1か月以内に、認可外保育施設事業内容等変更届（別記様式第8号）により市長に届け出るものとする。

- (1) 施設の名称および所在地
- (2) 設置者の氏名および住所または名称および所在地
- (3) 建物その他の設備の規模および構造
- (4) 施設の管理者の氏名および住所
- (5) 施設の設置者について、過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）
（休止または廃止）

第8条 第3条第1項および第3項の規定により届け出た届出対象施設の設置者は、これらの規定により届け出た施設を休止または廃止する場合には、休止または廃止の日から1か月以内に、認可外保育施設（休止・廃止）届出書（別記様式第9号）により市長に届け出るものとする。

（掲示事項）

第9条 届出対象施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示するものとする。

- (1) 設置者の氏名または名称および施設の管理者の氏名
- (2) 建物その他の設備の規模および構造
- (3) 施設の名称および所在地
- (4) 事業を開始した年月日
- (5) 開所している時間
- (6) 提供するサービスの内容および当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項ならびにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもののおよびその理由
- (7) 入所定員
- (8) 保育士その他の職員の配置数またはその予定
- (9) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故および保険金額
- (10) 提携している医療機関の名称、所在地および提携内容
- (11) 緊急時等における対応方法
- (12) 非常災害対策
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 施設の設置者について、過去に事業停止命令ま

たは施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

（書面交付事項）

第10条 届出対象施設の設置者は、当該施設において提供されるサービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

- (1) 設置者の氏名および住所または名称および所在地
- (2) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- (3) 施設の名称および所在地
- (4) 施設の管理者の氏名および住所
- (5) 当該利用者に対して提供するサービスの内容
- (6) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故および保険金額
- (7) 提携している医療機関の名称、所在地および提携内容
- (8) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名および連絡先
（指導監督の基準）

第11条 市長は、滋賀県の「認可外保育施設指導監督基準」を認可外保育施設に対する指導監督の指針とする。

（通常の立入調査）

第12条 市長は、届出対象施設に対する立入調査を原則として年1回以上実施するものとする。ただし、法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設または同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）に対する立入調査については、当該施設の長または保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うことに代えることができる。

2 市長は、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者もしくは管理者または保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回

以上行うものとする。

- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、苦情等の内容が深刻であるときもしくはその件数が多いときまたは研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、市長が必要と判断する場合には、立入調査を行うものとする。
- 4 新たに確認された認可外保育施設については、前3項による調査とは別に、速やかに立入調査を実施するものとする。
- 5 届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力するものとする。
- 6 立入調査は、原則として関係法令に係る十分な知識と経験を有する者を含む職員2名以上で実施するものとする。
- 7 第1項から第4項までおよび次条の規定による立入調査を行う職員は、身分を証明する証票を携帯するものとする。
- 8 立入調査にあたっては、原則として事前に書面により通告するものとする。ただし、必要に応じ、事前に通告することなく実施できるものとする。
- 9 認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施するものとする。
- 10 立入調査にあたっては、必要に応じ、関係機関と連携を図るものとする。

(特別の立入調査)

第13条 市長は、利用児童に係る死亡事故その他の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）または利用者からの苦情、相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施するものとする。

- 2 特別の立入調査にあたっては、必要に応じ、関係機関と連携を図るものとする。

(改善指導等)

第14条 市長は、前2条による立入調査の結果、指導監督の指針その他に照らして改善を求めると認められる場合には、当該施設の設置者等に対し、原則として文書による改善指導（以下「文書改善指

導」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により文書改善指導を行う場合は、前2条による立入調査実施後おおむね1か月以内に、文書改善指導を行うものとし、改善すべき事項を立入調査結果について（別記様式第10号）により通知するものとする。この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、当該施設の設置者等から文書により改善の状況等についての報告を求めるものとする。また、改善に時間が要する事項については、おおむね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。
- 3 市長は、文書改善指導に対する回答があった場合において、その改善状況を確認するため、必要があると認める場合には、設置者等に対し出頭を求め、または施設または事務所に対する立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告または提出がない場合についても同様とする。
- 4 市長は、前3項による文書改善指導のほか、必要に応じ、巡回支援指導員を当該施設に派遣して、保育内容、保育技術その他に関する指導、助言等を行うものとする。

(改善勧告)

第15条 市長は、文書改善指導を行っているにもかかわらず改善措置が講じられず、改善の見通しが無い認可外保育施設に対しては、改善勧告を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、文書改善指導の手続きを経ることなく、ただちに改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合
- 2 市長は、改善勧告を行う場合には、改善すべき事項を改善勧告（別記様式第11号）により通知するものとする。この場合、おおむね1か月以内の回答期限を付して、当該施設の設置者等から文書により報告を求めるものとする。ただし、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（3年以内）を付して移転を勧告するものとする。
 - 3 市長は、改善勧告を行った認可外保育施設の設置者等から、当該改善勧告に対する報告があった場合、当該改善状況等を確認するため、立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても報告がない場

合についても同様とする。ただし、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状態の確認を行うものとする。

4 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われない場合は、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容および改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行い、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるとともに、改善勧告の内容および改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表するものとする。また、滋賀県知事に対し、その内容を通知するものとする。

(事業停止命令または施設閉鎖命令)

第16条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、滋賀県社会福祉審議会の意見を聴いて、別記様式第12号により事業停止または施設閉鎖を命ずるものとする。

- (1) 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童の福祉に著しく有害であると認められる場合
- (2) 文書改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童の福祉に著しく有害であると認められる場合
- (3) 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質である場合

2 市長は、事業停止または施設閉鎖を命じようとする場合には、別記様式第13号により事前に当該施設の設置者等に対し、弁明の機会を付与するものとする。ただし、その実施方法については、草津市行政手続条例（平成8年草津市条例第19号）の規定に基づくこととする。

3 市長は、事業停止または施設閉鎖の命令の対象となることが明らかであって、児童の福祉を確保すべき緊急の必要性があるときは、当該手続を経ることなく、事業停止または施設閉鎖を命じるものとする。この場合、事後的に当該施設の設置者に対し、弁明の機会を付与することなく、事後速やかに滋賀県社会福祉審議会に対して報告するものとする。

4 事業停止または施設閉鎖を命じた場合には、当該施設の名称、所在地、設置者等および処分の内容等について公表するものとする。また、滋賀県知事に対し、その内容を通知するものとする。

(情報提供)

第17条 市長は、第5条から第13条までに規定する報

告徴収または立入調査の内容および結果についての情報を、市民および関係機関に対し、提供するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

別記
様式第1号(第3条第1項関係)

認可外保育施設設置届

年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名(または名称)
代表者

認可外保育施設を設置しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出ます。

様式第2号(第4条第1項関係)

第 号
年 月 日

(施設設置者) 様

草津市長

保育施設の設置に係る届出について

あなたの設置する については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に基づき、別紙により当職あて 年 月 日までに設置開設に係る届出をする必要がありますので通知いたします。

なお、年 月 日までに届出がなされない場合もしくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し上げます。

様式第3号(第4条第2項関係)

第 号
年 月 日

(管轄の裁判所) 御中

草津市長

過科事件通知書

下記の者については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に違反しており、同法第62条の4に基づき、50万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知致します。

記

- 1 施設の名称および所在地
- 2 違反者(施設の設置者)氏名および現住所
- 3 事件の概要

添付書類

- ・当該施設に対する届出指導通知の写し
- ・当該施設に対する立入調査調査(被通知人の弁解内容を含む。)
- ・当該施設の宣伝広告、入園案内等
- ・当該施設の登記簿謄本の写し
- ・違反者の住民票の写し
- ・その他証拠となる書類

様式第4号(第5条第1項第1号関係)

認可外保育施設入所児童等状況報告

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名(または名称)
代表者

認可外保育施設の入所乳幼児の状況について、児童福祉法第59条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

様式第5号(第5条第1項第2号関係)

認可外保育施設運営状況報告

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名(または名称)
代表者

認可外保育施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5の規定により別紙のとおり報告します。

様式第6号(第5条第1項第3号関係)

教育・保育施設等 事故報告様式

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計	
教育・保育従事者数				名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名	
うち常勤教育・保育従事者				名	うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名	
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制			名	教育・保育従事者		名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士	名	
	異年齢構成 の場合の内 訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】								
	【既往症】				病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に 特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。

※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。

※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】		
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄)		
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	職員配置	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (担当保育教諭、幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄)		
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)		
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の原因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。				

【事故報告様式送付先】

- 幼保連携型認定こども園および企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email:kodomokosodate1@cao.go.jp)
- 幼稚園および幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- 幼稚園および幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室 (FAX: 03-3595-2313 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください。
 - ・消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

様式第7号(第5条第1項第4号関係)

長期に滞在している児童について(報告)

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名(または名称)
代表者

次のとおり、長期に滞在している乳幼児について報告します。

- 1 乳幼児について
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日、年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所、電話番号

- 2 保護者について
 - (1) 氏名
 - (2) 続柄
 - (3) 住所、電話番号
 - (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他(家庭の状況、家庭からの連絡の状況等)

様式第8号(第7条第1項関係)

認可外保育施設事業内容等変更届

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名(または名称)
代表者

認可外保育施設の事業内容等下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称および所在地

2 設置年月日

3 変更事項

4 変更内容

- (1) 変更前
- (2) 変更後

5 変更事由

6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図(新旧)等

様式第9号(第8条関係)

認可外保育施設(休止・廃止)届出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
氏 名(または名称)
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり(休止・廃止)しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出します。

1 施設の名称および所在地

2 設置年月日

3 (休止・廃止)年月日

4 事業再開見込み年月日

5 (休止・廃止)理由

様式第10号(第14条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

立入調査結果について

あなたの設置(管理)する 〇〇〇 の運営状況について、〇月〇日立入調査を実施したところですが、下記の事項については、乳幼児の福祉の観点から改善を要するものと認められますので通知します。

なお、改善の状況等について、〇月〇日まで、文書で当職まで御回答ください。おつて、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善を要する事項

様式第11号(第15条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

改善勧告

あなたの設置(管理)する の運営状況について、 月 日立人調査を実施したところですが、下記の事項については、乳幼児の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、 月 日までに改善が図られるよう児童福祉法第59条第3項に基づき勧告します。

なお、改善の状況等について、同日まで(それまでに改善を行った場合は速やかに)、文書で当職まで御回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があります。

記

改善すべき事項

様式第12号(第16条第1項関係)

第 号
年 月 日

施設設置者、管理者 様

草津市長

あなたの設置(管理)する について、児童福祉法第59条第5項に基づき、

を命じます。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処します。

1 この処分に限がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に草津市長に対して審査請求を行うことができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間中やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号(第16条第2項関係)

第 号
年 月 日

施設設置者、管理者 様

草津市長

あなたの設置(管理)する については、 月 日付けで改善勧告を發したにもかかわらず改善された事実がありません。

ついでには、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を 月 日までに当職あてに提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分
の事業停止命令または施設閉鎖命令
根拠条文：児童福祉法第59条第5項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明書の提出先
- 4 提出期限
月 日まで

(令和4年2月4日揭示済み)

草津市告示第33号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月10日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
令和3年度市県民税額変更(決定)通知書
2件
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和4年2月17日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税額変更(決定)通知書

連番	氏名	住所		
1	北川 基寛	滋賀県草津市野村六丁目	4番24号	グレースマンションI 6号
2	NGUYEN THI LUONG	ベトナム		

(令和4年2月10日揭示済み)

草津市告示第34号

草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月10日

草津市長 橋川 涉

草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、市内で公共交通を運行するバス事業者等の運行維持に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市公共交通運行維持対策補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応交通事業者支援補助金の交付決定を受けた市内を運行するバス事業者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。)および草津駅構内営業タクシー協議会(草津市駅前広場管理条例(昭和44年草津市条例第18号)第3条に規定する占用許可を受けた者をいう。)(以下「事業者」と総称する。)とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表対象経費の欄に掲げる対象経費の実支出額と同表基準額の欄に掲げる基準額に車両数または区画数を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とする。ただし、当該補助金の対象経費について、当該補助金以外の補助金収入がある場合は、当該補助金収入の額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は補助金の交付申請をしようとするときは、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市公共交通運行維持対策補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(別記様式第2号)
- (2) 補助額計算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、草津市公共交通運行維持対策補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市公共交通運行維持対策補助金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の保存期間)

第8条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

様式第3号(第4条第1項第2号関係)

補助額計算書

1 対象経費

区分	予算額(実績額)	備考
運行維持に要する経費①	円	
合計②	円	

2 県補助金等

区分	予算額(実績額)	備考
県補助金③	円	
他市町等補助金④	円	
合計⑤(③+④)	円	

3 補助基準額

ア) バス事業者

区分	単価	基準額
車両数 両⑥	100千円⑦	円⑧(⑥×⑦)
[算式] 事業者保有台数×(事業者草津市域走行距離/事業者総走行距離) [積算] _____ 両× _____ k m / _____ k m = _____ 両		

※小数点以下切り下げ。(ただし、小数点以下を切り下げて台数が1未満になる場合は、小数点以下を切り上げる。)

イ) 草津駅構内営業タクシー協議会

区分	単価	基準額
区画数 区画⑨	25千円⑩	円⑪(⑨×⑩)

4 補助額(②-⑤と⑧または⑪を比較して、いずれか少ない方の額)

_____ 円

様式第4号(第5条第1項関係)

第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

草津市長

草津市公共交通運行維持対策補助金交付決定通知書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で申請のあった標記補助金については、草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第5号(第6条関係)

年 _____ 月 _____ 日

草津市長 あて

住所
名称
代表者名

⑫

草津市公共交通運行維持対策補助金交付請求書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号で交付決定があった標記補助金について、草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

<振込先金融機関>

金融機関の名称	
預貯金の種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

(令和4年2月10日揭示済み)

草津市告示第35号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年2月10日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年2月17日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	KE HAOWEN	滋賀県草津市笠山一丁目1番8-1608号 UCD-V	3	3
2	乾井 景子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール	3	3
3	榎村 新一	滋賀県草津市通分三丁目22番19-220号 草津ロイヤルマンション	3	3
4	徳谷 大器	滋賀県草津市笠山二丁目3番69-412号 クローハイツIII	3	3
5	谷本 昭	委知県名古屋市中村区郡古野1丁目47-1	3	3

(令和4年2月10日揭示済み)

草津市告示第36号

草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月15日

草津市長 橋川 渉

草津市子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 草津市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）は、前条の目的を達するために、草津市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本

国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

(2) 令和3年1月以降の家計急変世帯

前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族

について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する非課税世帯等給付金の金額は、1世帯あたり100千円とする。

(受給権者)

第5条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)および老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第6条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、別記様式第1号の確認書(以下「確認書」という。)の提出、別記様式第2号の非課税分申請書または別記様式第3号の家計急変分申請書(以下「申請書」という。)による申請により行う。

- 2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により草津市に提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を草津市の窓口提出し、草津市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または草津市の窓口において草津市に提出し、草津市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、非課税世帯等給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出または支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人)
(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

- 2 代理人が非課税世帯等給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。また、この場合、草津市は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 草津市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号および第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書の提出期限は、草津市が当該確認書を発出した日から3か月とする。

- 3 市町村民税非課税世帯への支給および家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書または申

請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し非課税世帯等給付金を支給する。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限または第3項の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出または申請が行われなかった場合、支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、草津市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第13条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

別記
様式第1号

年 月 日

草津市長

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象世帯に該当する可能性があるため、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」をお送りいたします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日（ ）までには、この確認書を返送してください。

- 支払方法
- 支給日
- 支払口座
- 支給額

■世帯主の方が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に丸を入れてください。）

<input type="checkbox"/> ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①・②の双方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。（いずれか一つでもチェックがない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。）

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められます。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合は、本給付金の支給を原則として辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄にレ印をご記入ください。【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。

□ 上記口座に代えて（又は上記口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込みを希望します。

（※複数記入可） □ 口座欄の上、希望する振込先には印を必ず記入してください。

金融機関名	支店名	分行	右詰めでお書きください	右詰めでお書きください				
<table border="1"> <tr> <td>金融機関番号</td> <td>行名</td> <td>支店名</td> <td>分行</td> </tr> </table>	金融機関番号	行名	支店名	分行	支店番号	分行番号	口座番号	口座名義
金融機関番号	行名	支店名	分行					
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳記号	右詰めでお書きください					
<table border="1"> <tr> <td>通帳の記号をお書きください</td> <td>キャッシュカードに記された記号をお書きください</td> </tr> </table>	通帳の記号をお書きください	キャッシュカードに記された記号をお書きください	1	0				
通帳の記号をお書きください	キャッシュカードに記された記号をお書きください							

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市 臨時特別給付金推進室（077-561-0189）までお問い合わせください。

【代理確認・受給代行の場合】

代理人	代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所		
			年 月 日			
<table border="1"> <tr> <td>代理人印</td> <td>申請者印</td> </tr> </table>			代理人印	申請者印	※印を必ず押してください	印
代理人印	申請者印					

★振込口座の変更や本口座以外の口座への振込を希望される場合は代理人が受給確認する場合は裏面をご確認ください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合や、表面の上段の口座番号欄が空欄の場合は、表面の下段に記入した振込みを希望する口座の確認書類を添付してください。)

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

○表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合または代理人が受給(確認)する場合には添付してください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第2号

市区町村
受付印

支給市区町村 ※基準日時点の市区町村
草津市 養峰

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

姓 名	性別	生年月日	申請書の現住所(住民票所在地)

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

- 「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する(印)方は、**令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書**を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)
- 住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

世帯員番号	氏名	性別	生年月日	世帯主・世帯員 と異なる(印)は 住民税非課税証明書の 添付が必要	令和3年度 住民税非課税課税状況
1				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
6				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
7				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
8				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
9				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
10				<input type="radio"/> 同一 <input type="radio"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※振込先は必ずお間違いなく記載してください

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書欄を添付してください。

(受取口座記入欄)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 右詰めでお書きください。	フリガナ 口座名義
金融機関番号	店番号	番 号		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	右詰めでお書きください。	
<small>ゆうちょ銀行を窓口された場合は、ゆうちょ銀行の窓口で必ずキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。</small>				

※金融機関の口座がない方、金融機関から番しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市 臨時特別給付金推進室 (077-561-0189) までお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

代理人が申請(請求)・受給をする場合

代理人	フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 〒 電話()
	上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 <small>※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯ではありません。
- ③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。
- ⑨ 同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご同封ください。
※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。
※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し(コピー)をご同封ください。
- (「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

様式第3号(第6条関係)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

草津市長

様

草津市
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	〒 電話 () -

2. 申請者が属する世帯の状況

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和3年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R3.1以降 家計急変 があった者
1	(申請者)	本人	/		
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)*※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 代理店 支店コード	1普通 2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (※桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開きを上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市臨時特別給付金推進室(TEL:077-561-0189)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

代理人が申請(請求)・受給する場合

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 〒 _____ 日中に連絡可能な電話番号 ()
	上記の者を代理人と認め、臨時特別給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 <small>※法廷代理人の場合は、委任方法の選択は不要です。</small>			世帯主氏名 署名(又は記名押印)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯ではありません。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、草津市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 草津市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。
本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご用意ください。代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和3年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
※申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『令和3年中の収入の見込額』又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)
※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等
※「任意の1か月の収入」…給与明細、預金通帳の写し等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

別紙様式第4号

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変者】

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記に該当する場合にはチェック (☑) してください。
 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和3年 度住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	任意の1か 月で申し立 てる場合、 その年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年 月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
 - ② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
 - ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
 - ④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。
 - ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

【早見表1】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	970,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,479,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,899,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,355,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,815,000円
本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,000円

※これを超える場合は、上記の〈早見表1〉の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	
2		円	円	円	円	円	
3		円	円	円	円	円	
4		円	円	円	円	円	
5		円	円	円	円	円	

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②表面の【A】の額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③表面の【A】の額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④表面の【A】の額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①表面の【B】の事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表2)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	420,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	929,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,249,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,569,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,889,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の(早見表2)の被扶養者の人数に応じた区分を適用

草津市告示第37号

草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年2月15日

草津市長 橋川 渉

草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、近年多発する自然災害による農業収入の減少等、様々なリスクへの備えを強化するために、農業保険法(昭和22年法律第185号)第2条第1項に規定する農業経営収入保険事業(以下「収入保険事業」という。)に加入する農業経営体に対し、全国農業共済組合連合会からの事業受託者である滋賀県農業共済組合(以下「共済組合」という。)を通じて、予算の範囲内において草津市収入保険加入推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において申請者とは、収入保険事業に加入申請した農業経営体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、申請者が新規加入する収入保険事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、収入保険事業に係る掛け捨て保険料(事務費および積立金を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1または10万円の低い方の額を限度とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象となる保険期間)

第6条 個人の申請者においては、毎年1月1日から12月31日までの保険期間を補助対象とする。

2 法人の申請者においては、事業年度の1年間の保険期間を補助対象とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、収入保険事業の加入申請時に、草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を共済組合に提出するものとする。

2 前項に規定する交付申請は、申請者あたり1回限りとする。

3 共済組合は、市長が別に定める日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書(共済組合用)(別記様式第2号)

(2) 加入者一覧表(別記様式第3号)

(3) 草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)の写し

(4) 滋賀県収入保険加入推進事業補助金交付決定通知書の写し

(変更、中止または廃止の承認申請)

第8条 共済組合は、補助対象事業を変更し、中止し、または廃止しようとする場合は、あらかじめ草津市収入保険加入推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更は除くものとする。

2 前項の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助金の額の20%以内かつ500万円未満の範囲で減額となるものをいう。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、その内容が適当であると判断したときは、当該補助金の交付決定を変更するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、第7条の規定による交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

(額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第6条の規定による補助金の交付の決定通知によって行われたものとみなす。

(補助金の交付)

第12条 共済組合は、補助金の交付を受けようとするときは、草津市収入保険加入推進事業補助金交付請求書(別記様式第5号)により市長に請求するものとする。

2 共済組合は、事業実施年度の3月31日までに、申請者に当該補助金を交付しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた申請者が、補助対象となる期間内に保険契約を解約した、または解除された場合、速やかに補助金を共済組合に返還するものとする。

2 共済組合は、草津市収入保険加入推進事業補助金返還届(別記様式第6号)により、申請者から返還された補助金を市長に返還するものとする。

(書類等の整備)

第14条 共済組合は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿や、各申請者に対し、共済組合が発行した収入保険証書の写しまたは収入保険事業に加入したことを証する書類を事業実施年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月15日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、第13条および第14条の規定については、この要綱の失効にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別記

様式第1号(第7条第1項関係)

草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛
(滋賀県農業共済組合扱い)

住所(所在地)
氏名(法人名、代表者名) 印

草津市収入保険加入推進事業補助金について、草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金を交付されるよう申請します。

なお、補助金の交付に際して、次の内容について承諾します。

- 1 補助金の額は、農業経営収入保険加入申請時の掛け捨て部分の保険料の額に3分の1を乗じた額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)または10万円の低い方の額以内で、予算の範囲内の額とすること。
- 2 補助対象となる期間内の保険を解約(解除)の場合、補助金の返還が生じる場合があること。
- 3 補助金の支払い口座は、保険料の支払い口座と同一とすること。

様式第2号(第7条第3項第1号関係)

草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書(共済組合用)

年 月 日

草津市長 宛

住所(所在地)
氏名(法人名、代表者名) 印

草津市収入保険加入推進事業補助金について、次のとおり交付されるよう草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱第7条第3項第1号の規定により、申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の内容
草津市収入保険加入推進事業

3 経費の配分

区 分	総事業費 円	補助事業に要する経費 円	経費積算の基礎
計			

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	備考
	円	
計		

(2) 支出の部

区分	予算額	備考
	円	
計		

6 添付書類

- ア 加入者一覧表 (別記様式第3号)
- イ 草津市収入保険加入推進事業補助金交付申請書 (別記様式第1号) の写し
- ウ 滋賀県収入保険加入推進事業補助金交付決定通知書の写し

様式第3号 (第7条第3項第2号関係)

加入者一覧表

年 月 日

草津市長 宛

住所 (所在地)
氏名 (法人名、代表者名) ㊞

(個人)

加入者氏名	住所	補助対象となる金額 (a)	補助金額 (a×1/3) (100円未満切り捨て)	備考

(法人)

加入法人名	所在地	補助対象となる金額 (a)	補助金額 (a×1/3) (100円未満切り捨て)	事業開始月日

様式第4号 (第8条第1項関係)

草津市収入保険加入推進事業補助金変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日

草津市長 宛

住所 (所在地)
氏名 (法人名、代表者名) ㊞

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった草津市収入保険加入推進事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

1 変更 (中止・廃止) の理由

2 変更 (中止・廃止) の内容

様式第5号 (第12条第1項関係)

草津市収入保険加入推進事業補助金交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

住所 (所在地)
氏名 (法人名、代表者名) ㊞

年 月 日付け第 号で額の確定の通知があった草津市収入保険加入推進事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市収入保険加入推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

記

請求額 円